

■検討条件 … 施設を運用しつつ、設備改修を進めることを前提条件とする。

- ① 受変電設備更新時の停電期間を短くするため、着工後は電気室棟新築を先行する。また、改修工事に伴う設備停止の影響を最小限とするため、着工後の約9か月間は既存棟設備更新の準備期間とする。
- ② 電気室棟引渡前検査は、既設防災幹線切替え改修に先立ち、新設発電機と新設受変電設備の停復電試験を消防検査に含むことを検討する。
- ③ 非常用発電設備の更新中も施設を継続利用できるよう、準備期間中に非常用発電設備新設を先行する。
- ④ サービス通路側に仮設架空引込線を設置し、常時電力の引込位置を変更する。
- ⑤ 既存幹線を新受変電設備へ切替え後、臨時電力から常時電力契約に変更し、仮設架空引込線と既設受変電設備を撤去する。

- ⑥ 2021年夏にGHPチラーの冷房運転を行えるよう、2021年6月までに都市ガス配管を新設する。
- ⑦ 準備期間中、暖房給湯に影響しない屋上での設備工事を先行し、本格的な設備更新時の作業負荷を軽減する。
- ⑧ 熱源設備、空調設備の更新には冷暖房の停止が伴うため、6～10月に行う必要がある。
- ⑨ ビット内設備更新は、スペースの都合上、既存ダクト配管撤去、電気ラック更新、ダクト配管新設の順を原則とする。
- ⑩ ビット内設備更新中は原則としてエントランス、ラウンジ、食堂の空調換気は停止する。
- ⑪ GHPチラー据付後、2021年6月末に高層棟FCU系統で冷房を行えるよう、該当の冷温水配管更新を行う。
- ⑫ 厨房閉鎖期間短縮のため、24時間作業可能として工期短縮を目指す。

■大まかな参考工程及び使用制限等（実際の工程や使用制限は下記とは異なる場合がある）



■積算区分毎の参考工程（実際の工程は下記とは異なる場合がある）

